



愛知県の  
広報紙  
No.958

# 広報あいち

毎月  
第1日曜日  
掲載

## 県のテレビ番組(5月)

東海【SKE48のあいちテレビ】…毎週土曜日…<17:26~17:30>  
再放送…毎週日曜日…<5:55~6:00>  
中京【クリック!あいち】…毎週月曜日…<21:54~22:00>  
再放送…毎週土曜日…<5:25~5:30>

## 県のラジオ番組(5月)

CBC【あいち県政レポート】毎月第2・第4土曜日 <11:25~11:29>  
東海【こんには愛知県です】毎月第1・第3金曜日 <10:35~10:38>  
FM AICHI【AICHI SATURDAY TOPICS】毎月第1・第3土曜日 <8:16~8:19>  
ZIP-FM【AICHI SUNDAY TIPS】毎月第1・第3日曜日 <7:23~7:26>

## インターネット

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/>  
インターネット情報局 <http://www.doga.pref.aichi.jp/>  
・A!県webマガジン <http://www.merumaga.pref.aichi.jp/>

愛知県広報広聴課 052(954)6170(ダイヤルイン) 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1-2

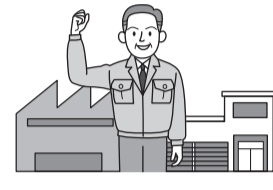
## 東日本大震災 緊急支援

「私たち一人ひとりができることを - 愛知県民は被災地の復興を支援します -」

### ■「あいちガンパロー資金」

#### ～震災対策緊急つなぎ資金～のお知らせ

県では、東日本大震災の影響を受けている中小企業の皆様に対して融資制度の拡充等を実施してきましたが、当面の中小企業の資金繰り支援に万全を期すため、新たに震災対策緊急つなぎ資金として「あいちガンパロー資金」を創設しました。愛知県は、東日本大震災の影響を受けている中小企業の皆様への金融支援にスピード感を持って、全力で取り組みます。



- ①資金名称 — 「あいちガンパロー資金」(震災対策緊急つなぎ資金)
- ②資金内容 — ●対象要件: 東日本大震災の影響を直接的に又は間接的に受け、直近1か月の売上高等が前年同月又は2年前同月に比べて減少していること。  
●使途: 限度額: 運転資金5,000万円  
●融資期間・利率: 3年・年1.5%  
●信用保証料: 県が契約時の保証料を全額補助  
●措置期間: 最長1年  
●担保・保証人: 原則、無担保・法人代表者以外の連帯保証人は不要
- ③申込期間 — 平成23年9月30日④まで
- ④申込先 — 県内の融資制度取扱金融機関の各店舗
- ▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/>
- ▷問合せ=中小企業金融課☎052(954)6333

### ■平成23年度の公共事業の契約を前倒しします

東日本大震災の影響により景気の下振れリスクが高まっていることから、県としてできる景気対策を積極的に展開し、地域経済の活性化を図るため、国の方針によらず県独自で公共事業の契約を可能な限り前倒しして行うこととしました。具体的には、平成23年度当初予算における対象事業費1,615億円のうち、85%に当たる1,372億円を上半期の契約目標とします。この目標は、昨年度上半期の契約額を200億円以上上回るものとなります。目標達成のために最大限の努力で取り組みます。

▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/>

▷問合せ=財政課☎052(954)6043

### ■「愛知県受入被災者登録制度」のお知らせ

県では、県内に避難されている東日本大震災で被災された方に適切なサポートを行うとともに、これまでお住まいの被災自治体からの情報を提供することを目的に、「愛知県受入被災者登録制度」を開始しました。適切なサポート等をいち早く受けいただくためにも、お早めにご登録ください。

- ①対象者 — (1)東日本大震災により実証書の対象者(災害救助法適用市町村に限る。) ※現時点では、実証書が発行される見込みの方及び被災証明書が発行された方 (2)福島原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象者
- ②登録の受付場所 — 現在お住まいの市(区)町村まで
- ▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/saigaijoho/>
- ▷問合せ=愛知県被災地域支援対策本部被災者受入対策プロジェクトチーム生活福祉課☎052(954)6726

### ■災害義援金を受け付けています

県民の皆様からの温かいご支援にまかして、4月26日現在で、約3億653万円(3,262件)もの災害義援金をお預かりしております。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。被災された方々の当面の生活資金として、少しでも早くお手元にお届けできるよう、第一次分として合計1億円を被災された宮城県を始めとする7県に4月13日にお届けしました。災害義援金につきましては、9月30日まで受け付けておりますので、今後とも県民の皆様のご支援、ご協力を心からお願ひ申し上げます。

- ▷受付期間=9月30日まで
- ▷税法上の扱い=個人の方が義援金を支払った場合には、地方公共団体に対する寄附金として所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の対象となり、法人が義援金を支払った場合には、その支払額が損金算入の対象となります。
- ▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/0000018120.html>
- ▷問合せ=義援金の受付に関すること: 出納課☎052(954)6648  
義援金の配分に関すること: 健康福祉総務課☎052(954)6257

振込	三菱東京UFJ銀行 愛知県庁出張所 【口座番号】普通預金 0008123 【名義人】東北地方太平洋沖地震愛知県義援金
持参	●県庁・出納事務局出納課(本庁舎一階南側) ●尾張、西三河、東三河県民事務所、新城設楽山山村振興事務所、海部、知多県民センターでも受け付けています。 ●受付時間: 平日 9時~17時

## お知らせ

自動車税の納税をお忘れなく  
5月31日(火)は、自動車税の納期限です



4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。なお、名義変更・廃車などの手続を他人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末までに終わっていない可能性がありますので、お早めにご確認ください。また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

▷問合せ=税務課☎052(954)6052  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

## 県営浄水場を一般開放します



6月1日から7日までの一週間は、「水道週間」です。県では、水道週間の期間中、生活に必要不可欠である水の大切さを再認識し、給水50周年を迎える県営水道についての理解と関心を高めていただくため、県営浄水場の一般開放を行います。この機会にぜひ、お近くの浄水場へご来場ください。

▷日時=6月1日金~6月7日水、いずれも10時~16時  
▷浄水場名=上野(東海市)、知多(知多市)、高蔵寺(春日井市)、尾張東部(日進市)、犬山(犬山市)、尾張西部(稲沢市)、豊田(豊田市)、幸田(額田郡幸田町)、豊橋(豊橋市)、豊橋南部(豊橋市)、豊川(豊川市)  
▷参加無料 ▷申込不要  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/suido/>  
▷問合せ=企業庁水道事業課☎052(954)6683

## 行催事・募集

### 医療通訳を募集します



県内の外国人住民の皆様が安心して医療機関で受診することができるように、県では病院等からの依頼に応じて医療通訳者を試行的に派遣します。そこで、そのための医療通訳者の募集を行います。応募方法についてはホームページをご覧ください。

▷応募対象者=一定レベル以上の語学能力があり、派遣依頼に応じていただける方(国籍は問いません)  
▷対象言語=ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語  
▷応募期限=平成23年5月25日(金)17時30分まで  
▷派遣謝礼=内容により2時間3,000円~5,000円(交通費含む)。ただし、7日間の研修を受け、試験に合格した方のみ派遣します。  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/kokusai/tabunka.html>  
▷問合せ=多文化共生推進室☎052(954)6138

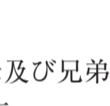
## 「全国戦没者追悼式」の参列者募集



先の大戦において亡くなった方々を悼し、平和を祈念するため、「全国戦没者追悼式」に県選族代表として参列していただく方を募集します。

▷日時=8月14日(日)~8月15日(月)①21式、式典は8月15日(日)

## 愛知県高等学校等奨学金貸付希望者の募集



修学に経済的支援を必要とする高等学校等の生徒を対象に、奨学金の貸付希望者を募集します。

▷対象=親権者又は未成年後見人が県内に在住する高等学校・専修学校高等課程の生徒で、世帯収入が基準内の方  
▷貸付月額=国公立1万8千円、私立3万円、自外通学者には5千円を加算可能。1万1千円も選択可能。  
▷申請の時期及び方法=在学する学校が指定する時期(6月上旬頃を予定)に、学校へ申込み。  
▷貸付決定の時期=8月中旬頃  
▷問合せ=教育委員会高等学校教育課☎052(954)6785  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/000006059.html>

## 試験

### 調理師試験を実施します



▷試験日=8月24日(金)  
▷願書の配布=生活衛生課(県庁西庁舎2階)、県内(名古屋を除く)の保健所・保健所保健分室など  
▷出願期間=6月20日(日)~6月24日(木)  
▷出願場所=県庁西庁舎2階ロビー、県内(名古屋を除く)の保健所・保健所保健分室  
▷問合せ=生活衛生課☎052(954)6296

### 県職員・警察職員採用候補者試験(大学卒業程度)



▷試験日=6月26日(日)  
▷受験案内の配布=5月6日(金)から人事委員会事務局職員課、各県民生活プラザ、県東東事務所(なお、県ホームページ(<http://www.pref.aichi.jp/jinji/syokuin/>)からも入手できます。)  
▷受付=郵送は5月9日(金)~5月27日(金)(消印有効)、電子申請は5月9日(金)~5月25日(金)  
▷問合せ=人事委員会事務局職員課☎052(954)6822

### 愛知県公立学校教員採用選考試験



▷試験日=第一次試験7月21日(金)、第二次試験8月22日(日)23日(月)  
▷受験案内の配布=4月28日(木)から教職員課、各県民生活プラザなど  
▷受付=5月11日(金)~5月24日(木)  
出願は原則として郵送に限りま。郵送は平成23年5月24日の消印のある日まで有効です。  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/kyouku/kyosyokuin>  
▷問合せ=教育委員会教職員課☎052(954)6769-6770

## ストップ・ザ 交通事故 ~高めのモラル 守ろうルール~

■交差点事故防止出張講座の派遣先を募集します  
多発している交差点事故の特徴を理解し、安全な道路の構築方法を身に付けていただくため、参加体験型の交差点事故防止出張講座の派遣先を募集しています。



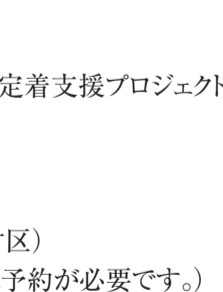
▷派遣対象=市町村や学校、老人クラブ、子ども会などが主催する交通安全教室及び企業団体の交通安全研修など(15名から30名程度)  
▷派遣日時=原則として平日の10時から16時(2時間程度)▷会場=申込者側に用意していただきます。  
▷費用=派遣費用は無料(会場利用料は申込者側の負担)▷問合せ先=地域安全課☎052(954)6177

## 就職支援インフォメーション

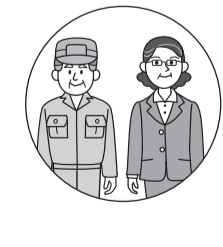
■大学生等就職マッチングフェアの参加企業を募集します  
県では、平成24年3月卒業予定の大学生等を対象とした「平成23年度大学生等就職マッチングフェア」の参加企業を募集しています。



■中小企業の社長等(経営者)との座談会に参加希望の若者を募集します  
県では、経済産業省のジョブカフェ事業として実施する「ヤングジョブ・あいち 中小企業採用・定着支援プロジェクト(em-tas/エムタス)」において、若年求職者と企業との座談会を開催します。



■平成23年度中高年齢職業者再就職支援セミナーの参加者の募集  
県では、中高年齢者の早期再就職を支援するため、年間10回再就職支援セミナーを開催します。効果的な就職活動のノウハウの学習や面接対策などの実習を行います。



▷日時=会場①=第1回5月23日(日)、②=第2回6月24日(月) 10時~16時  
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階セミナールーム(名古屋市中村区)  
▷参加料=無料 ▷定員=各回30名(先着順)  
▷申込期間・方法=第1回4月25日(日)~5月19日(金)、第2回5月25日(金)~6月21日(金)までに、希望日、住所、氏名、年齢、性別、電話番号を記入の上、FAX又はEメールで申し込んでください。  
FAX☎052(954)6927、Eメールshugyo@pref.aichi.jp  
▷ホームページ=<http://www.pref.aichi.jp/shugyo/> ▷問合せ=就業促進課☎052(954)6367

# 交通事故。自転車も加害者になる!



自転車は、自動車と同じ車両の仲間です。歩行者とぶつければ最悪の場合、相手を死亡させてしまうこともあります。ルールやマナーを無視し危険な運転を行う自転車の多さが問題となっています。



### 【自転車死亡事故の半分が、ルール違反です。】

平成22年自転車死者数 6人 (信号無視)  
平成22年自転車死者数 42人 (一時停止 8人, その他 7人)  
自転車が第一原因ではない 21人

### 【あなたも自転車のルール・マナーをチェックしてください。】

特に注意したい自転車の交通ルール・マナー

- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 歩道で歩行者の進行を妨げる時は一時停止
- 携帯電話使用、傘差し、ヘッドホン使用等の危険な運転禁止

- 二人乗り・飲酒運転・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯して走行
- 子どもはヘルメットを着用

一時停止をしない、信号を守らない、携帯・傘などを持って運転する、など自転車のルールを無視しての事故が多発。ルールとマナーを守り、安全な自転車運転を心がけましょう。

### 【春の全国交通安全運動】

5月11日(水)~20日(金)

- 子どもと高齢者を交通事故から守ろう
- 自転車の安全利用を進めよう
- すべての座席でシートベルトとチャイルドシートを正しく着用しよう
- 飲酒運転を根絶しよう

この内容に関するご意見・お問合せは、地域安全課 ☎052(954)6177(ダイヤルイン)まで 本県の「交通安全対策」に関する情報は、[あいち交通安全](#) 検索